

にも保存していた。同課は、容疑者が会社への不満から犯行に及んだとみており、悪用されなかつたかどうかも調べる。

昨年10月施行のマイナンバー法は、詐欺や不正アクセスなどで他人の個人番号を取得する行為を禁じ、違反者に3年以下の懲役または150万円以下の罰金を科すと定める。同課は、容疑者の行為が同法で定める「個人番号を保有する者の管理を害する行為」にあたると判断したもようだ。

マイナンバー制度を巡っては今年3月、好意を寄せていた女性の自宅に

侵入して通知カードをスマートフォンで撮影したとして、会社員の男が香川県警によって同法違反容疑などで追送検された。

マイナンバーが使われる現状、国民健康保険の加入時などにとどまり、流出しても犯罪に悪用される恐れは少ないとされる。ただ来年には番号を利用し、年金給付額などをインターネット上で閲覧できる制度なども始まる。利用範囲が拡大する中で流出が続けば、なりすましによる詐欺被害などが起きる可能性もある。

個人情報保護委員会によると、番号の通知が始まつた昨年10月から今年9月ま

情報漏洩 全国で149件

用途拡大 高まるリスク

で、マイナンバー関連の情報漏洩などは全国で149件に上る。企業や自治体からの漏洩が中心で、100人以上の情報が漏れるなど、「重大事態」も4件あった。マイナンバー法は、税務関係書類などの作成のため番号を収集する企業や自治体に対し、適切な管理を義務付けている。外部からのサイバー攻撃や従業員の持ち出しなどで流出する恐れがあるが、「中小企業などは十分に対策を講じるべきだ」と話す。

神戸大学院の森井昌克教授（情報通信工学）は、番号にひも付く情報が増えれば攻撃者から狙われる機会はますます増える。企業などにとって防止策を整えたい」と話す。